

第3期丸亀市こども未来計画（案）【概要】

第1章 計画の策定に当たって（1 ページから）

◆計画策定の背景

我が国では、こども施策の総合的な推進のため「こども基本法」が施行されました。また、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、全てのこどもの権利を保障し、健やかな成長を社会全体で後押しするための「こども家庭庁」が創設されました。

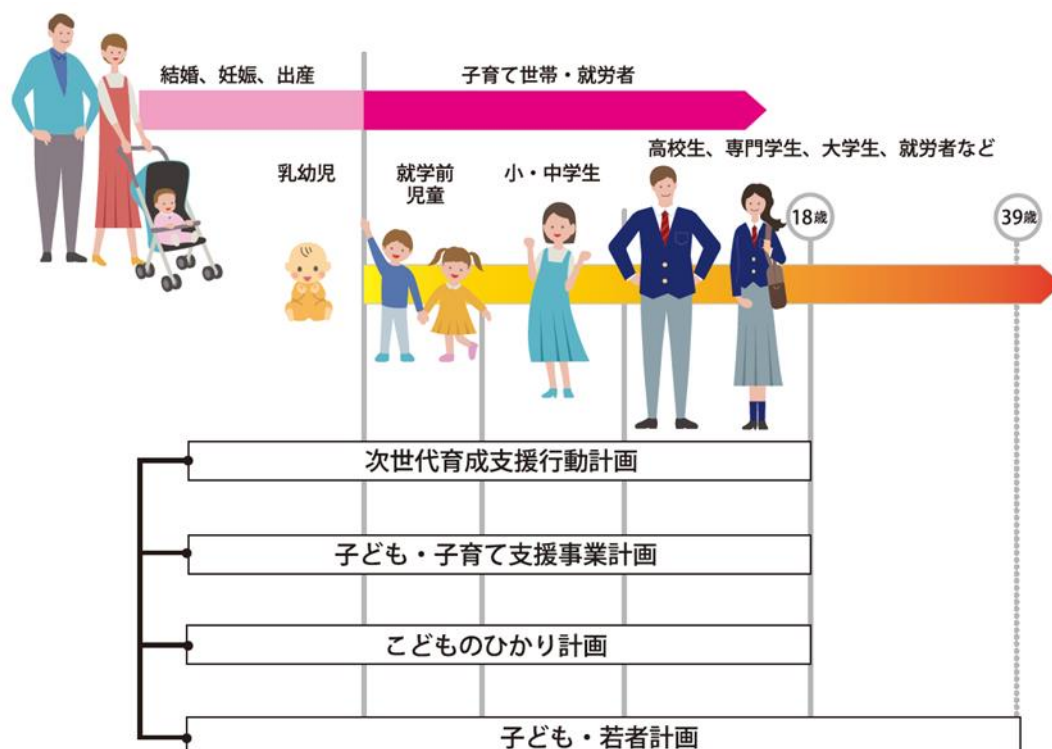
本市でも、令和2年4月から「丸亀市子ども条例」を施行し、こどもが健やかに育つための環境づくりを進めています。

◆計画策定の考え方

こども計画は、こども基本法第10条に基づき、国の「こども大綱」を勘案して策定することになっています。本計画は、次の4つの計画と少子化に対処するための施策を盛り込んだ計画とします。

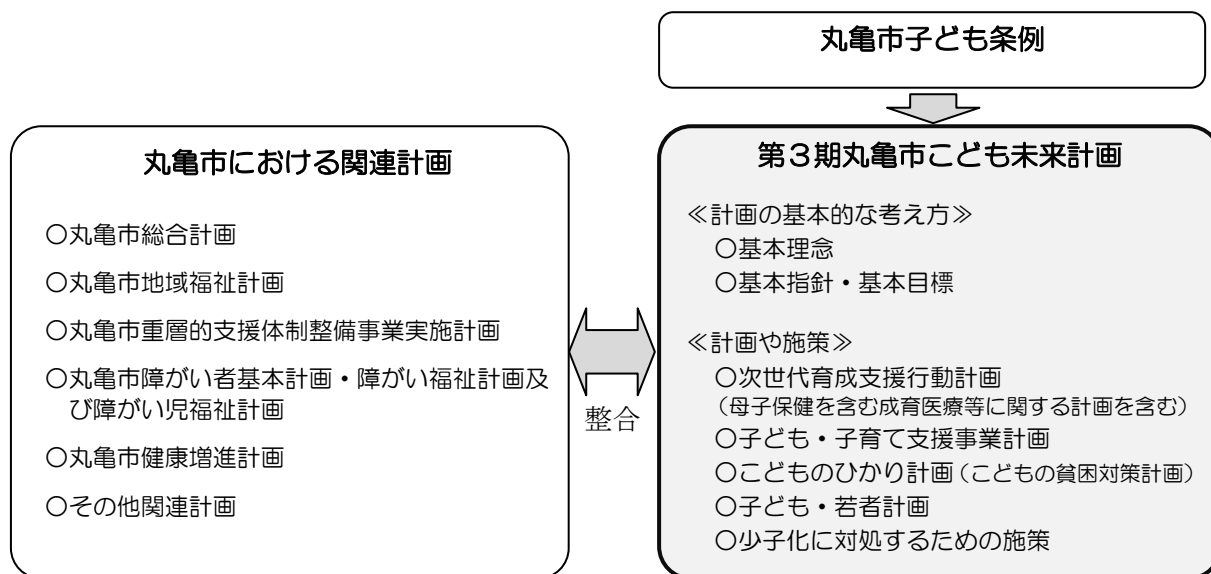
◆計画の対象

- 生まれる前から乳幼児期を経て18歳までのこどもとその保護者・家庭
- 30歳代までの若者
- 学校等
- 地域住民
- 事業者など



◆関連計画との位置づけ

「丸亀市総合計画」を最上位計画とし、こども・子育て分野の個別計画として位置づけます。また、関連する福祉関係計画等と整合を図ります。



◆計画の期間

令和7年4月1日から令和11年3月31日までの5年間

第2章 こどもと家庭を取り巻く状況（8ページから）

人口・世帯の状況、少子化・婚姻等・就労の状況、幼稚園・保育所等や小学校・中学校の状況、将来推計人口を記載しています。

- 人口・こどもの人口の推移（8・9ページ）、将来推計人口（24ページ）ともに減少傾向にあります。
- こどもの人口は減少傾向にありますが、待機児童数の推移（20ページ）で年度初の待機児童は0人になるものの、年度末には待機児童が発生しています。

第3章 計画の基本的な考え方（25ページから）

基本理念、基本指針、基本目標により計画の推進を図ります。

◆基本理念

すべて わかもの すこ そだ
全てのこどもや若者の健やかな育ちを
 かてい ちいきしゃかい ちから みまも
家庭と地域社会が力を合わせて見守り、
 ささ
支えるまち まるがめ

◆基本指針（4つ）

- Ⅰ 全てのこどもの人権を尊重する
- Ⅱ 全てのこどもと子育て家庭への支援
- Ⅲ 子育てにやさしい社会づくり
- Ⅳ ライフステージを意識した切れ目ない支援

◆基本目標（3つ）

- 1 こどもを育む家庭を支援します

＜施策の展開＞

- （1）切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策
- （2）相談支援・情報提供
- （3）地域における多様な保育ニーズ等への対応
- （4）児童虐待防止対策
- （5）家庭の教育力の向上
- （6）経済的支援
- （7）配慮が必要な家庭への支援

- 2 こどもの健やかな成長を支援します

＜施策の展開＞

- （1）遊び場・こどもの居場所づくり
- （2）総合的な放課後児童対策
- （3）いじめ・不登校対策
- （4）有害環境対策と非行等防止対策
- （5）成人期に向けての健康づくり・保健対策
- （6）こどもの心身の育ちを助ける食育の推進
- （7）人間性や個性を育む環境整備
- （8）総合的・継続的な障がい児支援

- 3 安心して子育てできる地域社会の環境整備を図ります

＜施策の展開＞

- （1）安全・安心なまちづくり
- （2）子育てバリアフリーのまちづくり
- （3）仕事と子育てが両立できるまちづくり
- （4）人材育成・支援

第4章 次世代育成支援行動計画（29 ページから）

基本目標の施策の展開に沿って、実施している事業を記載しています。ライフステージに応じた事業の実施により、総合的なこどもや子育て家庭への支援に繋がります。

◆新たに記載した事業

- ハッピーファーストバースデー事業（37 ページ）
- つながりの場づくり支援事業（38 ページ）など

第5章 子ども・子育て支援事業計画（56 ページから）

就学前教育・保育及び国が指定する地域子ども・子育て支援事業について、計画期間中における需要と供給のバランスや本市が取り組む提供体制の確保策などを記載しています。

この計画の、全ての事業において、量の見込みに対し量の確保が来ています。

◆利用者支援事業（78 ページ）

本市の、令和7年度からの「利用者支援事業」は、「こども家庭センター型」と「基本型」の2種類となります。

①こども家庭センター型

全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへの一体的な相談支援を行うため、子育て支援課の家庭児童相談室と健康課で実施

②基本型

身近な場所で行う子育て支援事業での情報提供・相談等を、地域子育て支援拠点や児童館などで実施

第6章 こどものひかり計画（94 ページから）

こどもの貧困の解消に向けた、対策の推進に関する法律により、こどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されない、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう推進するための計画です。計画の概要、本市の状況、施策の展開について記載しています。

◆主な事業

- ひとり親家庭自立支援（101 ページ）
- 児童育成支援拠点事業（こども第3の居場所）（104 ページ）など

第7章 子ども・若者計画【新規計画】（107 ページから）

子ども・若者育成支援推進法により、子ども・若者を健やかに育成し、社会生活を円滑に営むことができるようにするための計画です。子ども・若者に関する計画の概要、本市の状況、施策の展開について記載しています。

◆主な事業

- 結婚を希望する方への支援（111 ページ）
- ひきこもりの方に対する支援（112 ページ）など

第8章 計画の推進体制と進捗管理（116 ページから）

本計画を推進するための体制の構築や進捗管理について記載しています。

こども大綱には、計画の推進体制と進捗管理についても触れられています。子育て支援にとどまらず、他の分野と重層的な連携・協働体制を構築します。

また、こども施策を総合的かつ計画的な推進のため、「丸亀市子ども・子育て会議」において事業の点検評価や計画の見直しを行います。